

2022年12月14日 全6頁

顧客本位タスクフォースの中間報告

最善利益義務、デジタル技術の情報提供への活用、認定アドバイザー、金融リテラシー、プロダクトガバナンスの確保

金融調査部 主任研究員 横山 淳
研究員 森 駿介
研究員 斎藤 航
研究員 矢田歌葉絵

[要約]

- 2022年12月9日、金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」は中間報告をとりまとめ、公表した。
- 中間報告には、経済成長の成果の家計への還元、安定的な資産形成などの観点から、①顧客の最善の利益を図るべきこと（最善利益義務）を広く金融事業者一般に共通する義務として定める、②利益相反の可能性と手数料等（仕組債の組成コストなども含む）についての情報提供のルール化、③デジタル技術の情報提供への活用、④認定アドバイザー（中立性を有するアドバイザー（顧客の立場に立ったアドバイザー））の普及（助言対象を絞った投資助言葉（例えば、つみたてNISAやiDeCoの対象商品に限定）についての登録要件の緩和など）、⑤資産運用業におけるプロダクトガバナンスの確保、⑥金融リテラシーの向上、⑦総合的な資産形成支援などが盛り込まれている。
- 今後、これらの提言を踏まえて、法令の改正を含めて、制度の見直し等の必要な対応が進められるものと思われる。継続して検討すべきとされた課題等については、顧客本位タスクフォースにおいて、さらなる審議が続けられる予定である。

1. 顧客本位 TF 中間報告の公表

2022年12月9日、金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」（座長：神作裕之東京大学大学院法学政治学研究科教授）（以下、顧客本位 TF）は、[中間報告](#)をとりまとめ、公表した。

顧客本位 TF は、金融審議会市場制度ワーキング・グループの下に、「資産形成の促進に関する顧客本位の業務運営等について、具体策を専門的に検討」¹するために設置された専門委員会である。さらに、上位機関である金融審議会総会に対する金融担当大臣の諮問事項のうち、「安定

¹ [令和4年9月12日開催金融審議会市場制度ワーキング・グループ（第20回）議事録](#)。神田座長発言。

的な資産形成に関する検討」についても、顧客本位 TF において審議することとされた。

○ 安定的な資産形成に関する検討

我が国の家計の安定的な資産形成を実現するため、顧客本位の業務運営、金融経済教育等について、幅広く検討を行うこと。

(出所) [令和4年9月30日開催第50回金融審議会総会・第38回金融分科会合同会合「諮問事項」](#)

2. 中間報告のポイント

中間報告は、経済成長の成果の家計への還元、安定的な資産形成などの観点から、多岐にわたる提言を行っている。その主な事項を掲げると次の通りである。

- ①最善利益義務を広く金融事業者一般に共通する義務として定める → (1)
- ②利益相反の可能性と手数料等（仕組債の組成コストなども含む）についての情報提供のルール化 → (2)
- ③デジタル技術の情報提供への活用 → (2)
- ④認定アドバイザーの普及（助言対象を絞った投資助言業（例えば、つみたてNISA や iDeCo の対象商品に限定）についての登録要件の緩和など） → (3)
- ⑤資産運用業におけるプロダクトガバナンスの確保 → (4)
- ⑥金融リテラシーの向上 → (3)
- ⑦総合的な資産形成支援 → (3)

(1) 最善利益義務の制定

中間報告は、「顧客本位の業務運営の取組みの定着・底上げ」²と、企業年金制度等の運営に携わる者等も含むインベストメント・チェーン全体を対象とした「取組みの一層の横断化」³の観点から、顧客の最善の利益を図るべきこと（最善利益義務）を広く金融事業者一般に共通する義務として定めることを提言している。ポイントをまとめると次のようになる。

図表1 最善利益義務の制定

事項	概要
最善利益義務の制定	○金融事業者は顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきであることを広く金融事業者一般に共通する義務として定める
最善利益義務の位置づけ	○顧客の最善の利益を図るべきことを法律上定めることにより、誠実公正義務に内包されるべき最善利益義務が明確化されるとも考えられる

² 中間報告 p. 2。

³ 中間報告 p. 3。

最善利益義務の横断化	○企業年金制度等の運営に携わる者等もこのような規定の対象に加えることにより、広くインベストメント・チェーンに関わる者を対象として、顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営に向けた取組みの一層の横断化を図る
------------	--

(出所) 顧客本位 TF「中間報告」(2022年12月9日) pp. 2-3 より大和総研作成

(2) 顧客等への情報提供のあり方

中間報告は、顧客が適切な金融商品を選択するためには、金融商品の販売者等による適切な情報提供が不可欠であるとの観点から、顧客等への情報提供のあり方を見直す方針を示している。具体的には、「利益相反の可能性と手数料等についての情報提供のルール化」と、これによって提供される重要な情報などについての「デジタル技術の情報提供への活用」である。これらのポイントをまとめると次のようになる。

図表 2 利益相反の可能性と手数料等についての情報提供のルール化

事項	概要
利益相反の可能性についての情報提供のルール化	○利益相反の可能性の顧客への情報提供については少なくとも重要情報シートの記載事項についてルール化すべき ア. 顧客が支払う費用のうち販売会社が組成会社から受け取る手数料の割合およびその対価として顧客に提供するサービスの内容 イ. 組成会社や販売委託元との関係 ウ. 他の商品と比較して当該商品を販売した場合の営業職員の業務評価上の取扱い
手数料等についての情報提供のルール化	○仕組債について、販売会社が組成会社に対して組成コストを開示するよう働きかけるとともに、組成会社において開示に対応できる体制を整備すべき ○投資信託について、可能な限り早期に、交付目論見書における総経費率の記載について対応を進めることが必要

(出所) 顧客本位 TF「中間報告」(2022年12月9日) pp. 3-4 より大和総研作成

図表 3 デジタル技術の情報提供への活用

事項	概要
デジタルツールの活用	○利益相反事項や手数料等の重要な情報について、デジタルツールを効果的に活用し、充実した情報が分かりやすく提供されるように工夫していく
契約締結前や契約締結時の情報提供	○金融事業者において書面とデジタル手段を顧客本位の観点から自由に選択できるようにすることが考えられる ○顧客属性に応じた方法で書面交付が可能であることを告知することを義務付けるべき ○実質的な説明が顧客に理解されるために必要な方法と程度により提供されることが重要 ○デジタル手段による提供に際しては、閲覧する機器に最適化し、容易にアクセス可能な方法、かつ、顧客による比較分析などの活用が可能な方法で提供が行われるようにすべき

(出所) 顧客本位 TF「中間報告」(2022年12月9日) pp. 4-5 より大和総研作成

(3) 認定アドバイザーの普及と金融リテラシーの向上

中間報告は、家計の安定的な資産形成の実現のためには、良質なアドバイスを受けることができる環境を整備することが重要であるとの観点から、中立性を有するアドバイザー（顧客の立場に立ったアドバイザー）を認定する制度（認定アドバイザー）を整備し、その普及を図る方針を示している。ポイントをまとめると次のようになる。

図表 4 認定アドバイザーの普及

事項	概要
中立性を有するアドバイザーの見える化	<ul style="list-style-type: none"> ○金融経済教育を推進する中立的な常設組織が以下の基準等を設定し、基準に該当するアドバイザー（認定アドバイザー）をリスト化・公表することが考えられる <ul style="list-style-type: none"> i. アドバイザーが金融商品を販売する金融事業を兼業しておらず、幅広い金融商品を対象としたアドバイスが可能か ii. 金融商品の組成・販売会社からの手数料等を受け取らず、報酬は顧客からのみ得ているか
認定アドバイザー業務を持続可能なビジネスとして成立させていくことへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○金融経済教育の実施にあたり、認定アドバイザーの積極的な参加を促していく ○認定アドバイザーからアドバイスを受ける個人に対する支援の可能性を検討すべき
認定アドバイザーに対する投資助言業の登録要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ○個別商品に関するアドバイスを受けられるようにするため、助言対象を例えばつみたて NISA や iDeCo に絞った投資助言業について、登録要件の緩和を検討していくべき

（出所）顧客本位 TF「中間報告」（2022年12月9日）pp. 5-7 より大和総研作成

中間報告は、安定的な資産形成を行っていく上では、個々人の金融リテラシーの向上も重要であるとの観点から、金融経済教育に関する取組みを一層進めることも提言されている。ポイントをまとめると次の通りである。

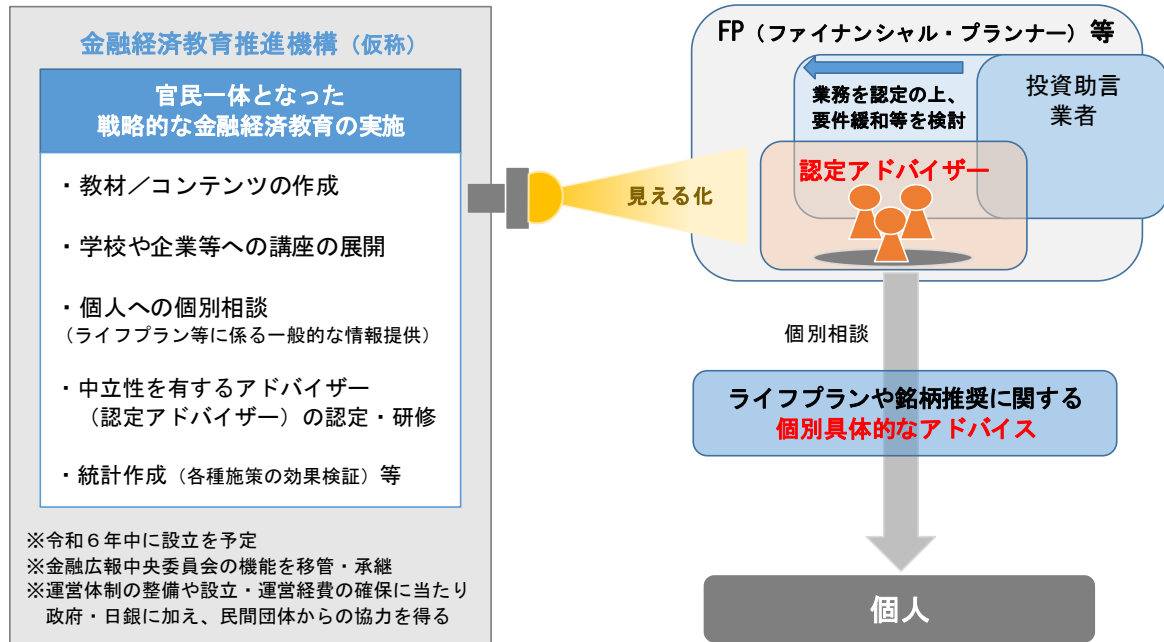
図表 5 金融リテラシーの向上

事項	概要
金融経済教育の推進主体の常設化	<ul style="list-style-type: none"> ○国全体として、中立的な立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための常設組織を早急に構築すべき ○金融リテラシー・マップの内容を踏まえつつ、広範な観点から金融リテラシーの向上に取り組むべき
企業等における職域での取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○中堅・中小企業が置き去りにされないよう留意しながら、企業等においてセミナーや個別相談等を行うなど、認定アドバイザーの参加を得ながら積極的な活動に官民一体で取り組むべき
実際の金融経済教育推進に当たっての方針	<ul style="list-style-type: none"> ○施策ごとの KPI 設定や効果検証を進めるべき ○ゲームやエンターテインメントの要素を盛り込むなど無関心層にも興味を持たせるための工夫も検討すべき ○金融経済教育と顧客の立場に立ったアドバイスは地続きであるとの認識の下、両者を一体として捉え、統合的に取組みを進めていくべき

（出所）顧客本位 TF「中間報告」（2022年12月9日）pp. 8-9 より大和総研作成

中間報告において特に注目されるのは、これら「金融経済教育と顧客の立場に立ったアドバイスは地続きであるとの認識の下、両者を一体として捉え、統合的に取組みを進めていくべきである」⁴と位置付けている点である。

図表 6 認定アドバイザーと金融経済教育のイメージ



(筆者注) 鈴木金融担当大臣「説明資料」(令和4年11月25日、内閣官房 第3回資産所得倍増分科会配布資料 資料2)をもとに、一部注釈(※)を追記したほか、元の表記「中立アドバイザー」を中間報告の表現に合わせて修正している。

(出所) 顧客本位 TF「中間報告」(2022年12月9日)、鈴木金融担当大臣「説明資料」(令和4年11月25日、内閣官房 第3回資産所得倍増分科会配布資料 資料2)より大和総研作成

そのほか、中間報告は、2022年11月28日に内閣官房に設置された新しい資本主義実現会議が決定した「資産所得倍増プラン」⁵なども踏まえ、次のような総合的な資産形成支援を進めていく方針も示している。

図表 7 総合的な資産形成支援

事項	概要
ステークホルダーとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ○家計の安定的な資産形成の実現に向けた利用者の利便向上とその保護のための施策は、広範に及ぶため、国全体として総合的に進めていくことが重要 ○地方自治体や民間企業による主体的な取組みと国との連携も不可欠 ○身近な場所で、定期的に、資産形成を開始したり、見直したりする機会が得られるような取組みを広く進めることが重要

⁴ 中間報告 p.9。

⁵ 是枝俊悟・藤原翼『「資産所得倍増プラン」により家計の資産形成は大きく前進する見通し』(2022年12月8日付大和総研レポート)など参照。

国家戦略の策定	○資産形成支援に関連する施策を、各ステークホルダーが連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、政府の「基本的な方針」を策定すべき
---------	---

(出所) 顧客本位 TF「中間報告」(2022年12月9日) p.10 より大和総研作成

(4) 資産運用業におけるプロダクトガバナンスなど

プロダクトガバナンスとは「想定する顧客を明確にし、その利益に適う商品を組成するとともに、そうした商品が想定した顧客に必要な情報とともに提供されるよう、販売にあたる金融事業者へ必要な情報を提供することや、商品組成・情報提供のあり方について継続的に評価・検証等を行うこと」⁶と説明される。顧客本位の業務運営を実現する上で、資産運用業において、運用会社のガバナンス強化と並んで、特に重視されているテーマである。

中間報告は、下記のような課題も踏まえ、「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直しやルール化に向けて、検討を深めていくべき、としている。

図表 8 資産運用業におけるプロダクトガバナンスの確保の主な課題

事項	概要
ガバナンス体制の課題	○取締役会で依然としてグループ販売会社出身の人材が多数を占める傾向がみられる ○社外取締役について、運用関連業務の経験者が少ない
商品組成の課題	○組成する商品が想定している顧客層の設定、実際に販売した顧客がその商品について適合性を有していたかの検証が重要 ○例えば商品組成時におけるコスト水準の設定に当たって、他社の同種商品のコスト水準を比較するのみで判断するなど、個別ファンドの運用方針の違いや自社の運用実績も踏まえた判断がなされていない
商品の管理・検証の課題	○資産運用会社が自ら組成した商品について、コスト控除後のパフォーマンス検証が十分に行われていない ○長期にわたって運用成績が低迷するファンドについて、短期的なパフォーマンスの改善を受けて抜本的見直しの対象から外してしまうなど、長期視点での検証が行われていない ○検証結果に基づいた信託報酬水準の見直しが行われていない可能性

(出所) 顧客本位 TF「中間報告」(2022年12月9日) pp.7-8 より大和総研作成

3. 今後の予定

今後、これらの提言を踏まえて、法令の改正を含めて、制度の見直し等の必要な対応が進められるものと思われる。継続して検討すべきとされた課題等については、顧客本位 TF おいて、さらなる審議が続けられる予定である。

⁶ 中間報告 p.7 注 24。